

千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）パブリックコメント手続実施シート

対象施策の案

千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）

所管課

保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

意見の提出期間

令和7年4月8日（火）～令和7年5月7日（水）

対象施策の案の趣旨、目的及び背景

市では、手話言語の理解や普及促進、将来への継承とともに、障害のある人のコミュニケーションの多様な手段の確保、発展により、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため、千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）を作成しました。

条例の策定にあたりましては、障害がある当事者、保護者の団体や、市内の関係機関、学識経験者で構成する附属機関である千葉県障害者施策推進協議会においてご審議いただき、案をとりまとめました。

対象施策の案の概要

本条例の構成は、次のとおりです。

前文

第1条 目的

第2条 用語の定義

第3条 基本理念

第4条 市の責務

（裏面に続きます）

- 第5条 市民の役割
- 第6条 事業者等の役割
- 第7条 施策の推進
- 第8条 財政措置
- 第9条 当事者の意見聴取
- 第10条 公共施設での啓発
- 第11条 学ぶ機会の提供
- 第12条 通訳者の設置、派遣体制の整備
- 第13条 障害特性に配慮した情報発信等
- 第14条 災害時のコミュニケーションの支援
- 第15条 委任